

集団的農用地に囲まれていない“縁辺部”の考え方について

太田市農業政策課

おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地においては、『申出地の二辺以上が非農地※に接しており、かつその延長が一続きであって、周囲全体の概ね2分の1以上であるもの』とする。

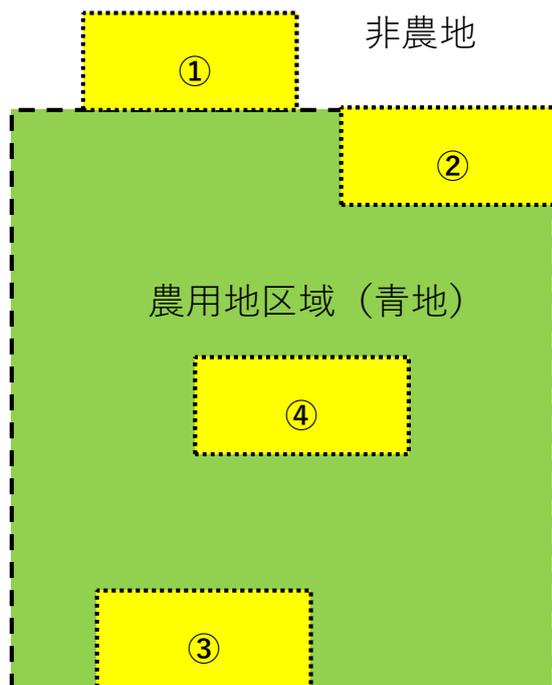
またそれ以外の農地においても、『非農地に接しており、可能な限り農地の集団化・効率化に影響のない場所であるもの』とする。

※山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が容易に横断することができない農地以外の土地。

ただし、除外する土地について、上記基準を満たすように分筆する等、恣意的な土地利用計画と判断したものや、周囲の状況から判断して農地を蚕食（分断）する場所に位置するものについては、上記基準を満たしていたとしても農用地区域の縁辺部とは判断できず認められない。

なお、これらについては農用地区域の縁辺部を示すための具体的な考え方として記載したものであり、市がやむを得ないと判断した場合はこの限りではない。

【参考】



①・・・農用地区域の先端に位置し、周囲を農地と一辺しか隣接していない。除外後の周辺農地への影響が少なく除外の可能性はある。

②・・・二辺以上が非農地に接しており、かつその延長が一続きであって、周囲全体の概ね2分の1以上である。除外後の周辺農地への影響が少なく除外の可能性はある。

③・・・農用地区域の中にあり、3辺を農地に囲まれている。除外をすることによって、土地利用の混在化が生じ、周辺農地への影響が懸念されるため、除外は認められない。

④・・・農用地区域の中央にあり、周囲は全て農地に囲まれている。除外をすると、周辺農地に多大な影響を及ぼすため、除外は認められない。